

○千葉市斎場設置管理条例

平成16年9月29日

条例第33号

改正 平成17年3月22日条例第5号

平成20年12月16日条例第35号

平成22年3月23日条例第7号

平成25年12月19日条例第44号

(設置)

第1条 本市は、火葬及び葬儀を行う施設として、次のとおり斎場を設置する。

名称	位置
千葉市斎場	千葉市緑区平山町1762番地2

(施設)

第2条 千葉市斎場（以下「斎場」という。）の施設は、次のとおりとする。

- (1) 火葬施設
- (2) 葬儀式場
- (3) 霊きゅう自動車
- (4) 葬儀用祭壇

(休場日及び使用時間)

第3条 斎場の休場日は、1月1日（火葬施設にあつては、1月1日及び市長が別に定める日）とする。ただし、市長が斎場の管理運営上必要があると認めるときは、臨時に休場日を変更し、又は休場日以外の日に休場することができる。

2 斎場の使用時間は、午前9時から午後5時まで（葬儀式場にあつては、午後10時まで）とする。

3 第1項ただし書の規定は、前項の使用時間の変更について準用する。

(指定管理者による管理)

第4条 斎場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1）次条第1項に規定する使用の許可及び第8条の規定による使用の制限等に関する業務
- （2）斎場の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（使用の許可）

第6条 斎場の施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、斎場の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（使用の不許可）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- （1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）斎場の施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- （4）前3号に掲げる場合のほか、斎場の管理運営上支障があると認めるとき。

（平成20条例35・一部改正）

(使用の制限等)

第8条 指定管理者は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、斎場の施設の使用を制限し、若しくは停止し、第6条第1項の許可を取り消し、又は斎場からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第6条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前条第1号から第3号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、斎場の管理運営上支障があると認めるとき。

(平成20条例35・一部改正)

(意見の聴取)

第8条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(平成20条例35・追加)

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、霊きゅう自動車使用料及び市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免

除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に支払われた使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の手続等)

第12条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 前項の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、斎場を最も適切に管理することができるかと認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用を確保するものであること。

(2) 斎場の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。

(3) 斎場の管理を安定して行う能力を有すること。

(4) 斎場の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

5 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成22条例7・一部改正)

(管理の基準)

第13条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、斎場の管理を行わなければならない。

(平成17条例5・一部改正)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、斎場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第12条の規定は、公布の日から施行する。

(平成17年規則第4号で平成17年6月1日から施行)

(千葉県霊園設置管理条例の一部改正)

2 千葉県霊園設置管理条例(昭和39年千葉県条例第42号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成17年3月22日条例第5号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第4条の規定 平成17年6月1日

附 則(平成20年12月16日条例第35号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月19日条例第44号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の千葉市斎場設置管理条例別表第2項から第4項までの規定は、平成26年4月1日以後の使用の許可に係る葬儀式場、霊きゅう自動車及び葬儀用祭壇（以下「葬儀式場等」という。）の使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る葬儀式場等の使用料については、なお従前の例による。

別表

(平成25条例44・一部改正)

1 火葬施設使用料

区分	単位	市内居住者	市外居住者
ア 12歳以上の遺体	1体	6,000円	60,000円
イ 12歳未満の遺体		3,000円	30,000円
ウ 死産児		1,500円	15,000円
エ その他(人体の一部)	1柩	1,500円	15,000円

備考 市内居住者に係る使用料は、ア及びイにあっては死亡者の死亡時の住所が、ウにあっては分娩時の父又は母の住所が、エにあっては使用者の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。

2 葬儀式場使用料

(1) 式場

区分	市内居住者	市外居住者
----	-------	-------

1室1日に つき	100人席用	77,140円	154,280円
	50人席用	38,050円	77,140円

備考

- 1 午後4時から翌日の午後3時までをもって1日とする。
- 2 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。

(2) 霊安室

区分	市内居住者	市外居住者
1体24時間につき	5,140円	10,280円

備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。

3 霊きゅう自動車使用料

区分		10キロメートルまで	10キロメートルを超える場合1キロメートルまでごとに
1台につき	市内居住者	4,730円	130円
	市外居住者	15,420円	270円

備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。

4 葬儀用祭壇使用料

区分	祭壇		棺掛	鯨幕	焼香具	使用期間
市内居 住者	5段	13,260円	130円	130円	130円	3日
	3段	8,330円				
市外居	5段	42,780円	270円	270円	270円	2日

住者	3段	37,850円				
----	----	---------	--	--	--	--

備考

- 1 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。
- 2 使用期間を超えて使用する場合は、当該使用期間を超える1日につき、この表に掲げる使用料の額に100分の20を乗じて得た額（10円未満切捨て）を加算する。使用期間中に葬儀用祭壇の位置を変更する場合も、同様とする。